**用語の解説**

○あいあい住宅

高齢者や障がい者に配慮したすまいづくりを推進するため、高齢化により介助が必要になった場合や車いすを使用することになった場合でも、可能な限り住み慣れた住宅できるだけ長く、安心して住み続けることができるよう配慮した住宅。

○あんぜん・あんしん賃貸検索システム

高齢者、低額所得者、障がい者、外国人、子育て世帯の入居を拒まない賃貸住宅と、その仲介を行う協力店、入居の支援を行う団体や相談の窓口等の情報発信を行う、大阪府とOsakaあんしん住まい推進協議会が運営するサイトです。

○大阪あんしん賃貸支援事業

民間の賃貸住宅に入居を希望する高齢者、障がい者、低額所得者、子育て世帯および外国人が円滑に入居できる民間賃貸住宅の登録を行う制度。

○大阪の住まい活性化フォーラム

中古住宅の質やイメージの向上、府民が安心して住める市場の環境整備の観点から、中古住宅流通・リフォーム市場の活性化を図り、もって府民の住生活の向上と大阪の地域力や安全性の向上に資することを目的に、中古住宅流通やリフォーム・リノベーションに関わる民間団体・事業者、公的団体により設立されたフォーラム。

○大阪府高齢者計画２０１５（高齢者計画）

老人福祉計画及び介護保険事業支援計画の一体的な計画。高齢者の年齢や心身の状況に関わらず、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域包括ケアシステムの実現を目指し、そのために高齢者が主体性をもって生活することができるよう、みんなで支え合う地域づくり、社会づくりを行うことを基本理念としている。

○大阪府障がい者計画

障害者基本法に基づき、長期的な視野から、大阪府の障がい者施策全般に関する基本的な方向等を示す総合的な計画。

○大阪府福祉のまちづくり条例

高齢者、障がい者をはじめ、すべての人が自由に安心してまちに出かけられるよう、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する建築物や道路、公園等の都市施設を、安全で容易に利用できるよう整備し、豊かな福祉社会の実現に資することを目的とする条例。平成4年10月28日条例制定。

○親なき後

障がいのある人が家族等によって自宅で介護等を受けている場合において、その家族等が高齢になったり死亡することにより、その介護等を受けられなくなること。その後の介護や財産管理などをどうするかという問題が発生する。

○介護サービス

加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となった者（要介護者等）に対し、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう提供される保健医療サービス及び福祉サービスの総称。保険制度で行われる介護保険サービスでは、要介護者に対し提供される介護給付と要支援者に対し提供される予防給付があり、主なサービスに、訪問介護（ホームヘルプ）や通所介護（デイサービス）、短期入所生活介護（ショートステイ）などの「居宅サービス」、介護老人福祉施設などの「施設サービス」、原則として所在市町村の住民のみが利用できる認知症対応型共同生活介護（グループホーム）などの「地域密着型サービス」がある。

○居宅サービス

訪問サービス（訪問介護、訪問看護等）、通所サービス（通所介護等）、短期入所サービス（短期入所生活介護等）、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与・販売など、居宅において受ける介護サービス。

○居住支援協議会

「住宅セーフティネット法」に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者(住宅確保要配慮者)が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう支援するために、地方公共団体、宅地建物取引業者、賃貸住宅を管理する事業を行う者、居住に係る支援を行う団体等が、必要な措置について協議する組織。大阪府では平成23年度から実施してきた「大阪府と不動産関係団体との意見交換会」を発展させ、「Osakaあんしん住まい推進協議会」を平成27年３月に設立した。住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援を行っている。

○緊急通報装置

　高齢者・障がい者の心身の状況が急変した場合等に、緊急通報先に通報することが可能な装置。

○グループホーム

介護保険法に基づく認知症高齢者グループホームと、障害者総合支援法に基づくグループホームがある。認知症高齢者グループホームは、認知症のための介護を必要とする方が少人数で共同生活を営む住居（グループホーム）において介護を行うサービス。障害者総合支援法に基づくグループホームは、主として夜間において、共同生活を営む住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の支援を行うサービス。

○公営住宅

公営住宅法に基づき、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転賃することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として供給される住宅。

○公的資産

国や地方公共団体、公的団体が所有する資産。特に、公営施設や公営住宅※等の不動産を指す場合が多い。

○公的賃貸住宅

本計画では、公営住宅、都市再生機構賃貸住宅、地方住宅供給公社賃貸住宅等の公的主体により経営される賃貸住宅を指す。

○高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）

高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とした法律（平成18年法律第91号）。

○高齢者・障がい者向け住宅改造相談のための研修

中古住宅流通やリフォーム・リノベーションに関わる民間団体・事業者、公的団体により設立した「大阪の住まい活性化フォーラム」が主催する研修で、建築技術者が高齢者・障がい者向け住宅改造の相談に的確に応じることができるよう必要な基本的知識や具体的な進め方について理解を深めることを目的に、事業者の技術力向上の一環として実施している。

○高齢者住まい法（高齢者の居住の安定確保に関する法律）

高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスの提供を受けることができる良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅等の登録制度を設けるとともに、良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅の供給を促進するための措置を講じるなど、高齢者の居住の安定の確保を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とした法律。平成13年４月６日制定、平成23年６月24日最終改正。

○高齢者向け優良賃貸住宅

高齢者の安全で安定した居住の確保を図るため、高齢者向け優良賃貸住宅を供給する民間の土地所有者、地方住宅供給公社等に対し、建設及び改良に要する費用の一部と家賃の減額に要する費用に対して補助することにより、高齢者が低廉な家賃負担で入居できる優良な賃貸住宅。

○コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

　地域住民等からの相談に応じ、専門的な福祉課題の解決に向けた取組みや住民活動の調整を行うとともに、行政の施策立案に向けた提言（地域住民主体の見守り・支え合い体制の構築など公民協働で福祉課題の解決を図るための提言）等を行う地域福祉のコーディネーターの役割を担う者。

府では、全国に先駆け、主に中学校区（208校区　政令市・中核市を除く）を単位としてCSWの配置促進に取り組み、地域における見守り・発見・つなぎ機能の充実・強化を図っている。

[開始時期：H16年度　配置状況：平成28年度155名（37市町村）]

○サービス付き高齢者向け住宅

面積要件やバリアフリー構造等の一定の基準を満たし、見守りや生活相談等の高齢者を支援するサービスを提供する高齢者向け住宅のこと。高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）の改正（平成23年4月公布、10月施行）に伴い、これまでの高齢者円滑入居賃貸住宅及び高齢者専用賃貸住宅の登録制度は廃止となり、サービス付き高齢者向け住宅制度が都道府県知事（指定都市又は中核市にあたってはその長）への登録制度として新たに創設された。

○施設・居住系サービス

介護老人福祉施設等に入所・入居している方に提供する介護サービス。介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設（老健）、介護療養型医療施設において提供される「施設サービス」と、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護や地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けた有料老人ホーム等において提供される「居住系サービス」がある。介護保険事業支援計画で必要入所（利用）定員総数が定められ、計画的な整備を行っている。

○重度障がい者等住宅改造助成事業

重度の障がいのある人が、障がいの状況に応じて、日常生活の基礎となる住宅を安全かつ利便性の優れたものに改造するための費用を助成する市町村に対して支援する事業。

○障がい者福祉施設

高齢者の生活を支援する施設として、スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱により定義している施設

　・障がい児入所施設

　・身体障がい者福祉センターなど

○シルバーハウジング

　住宅施策と福祉施策の緊密な連携のもとに、高齢者の安全や利便に配慮した設備・設計とするとともに、生活援助員（ライフサポートアドバイザー（LSA））による安否の確認や生活相談、緊急時の対応などの福祉サービスが適切に受けられるよう配慮された住宅。地方公共団体、地方住宅供給公社、都市再生機構の供給する賃貸住宅等により行う。

○ストック

ある一時点に存在する物。在庫。住宅政策における住宅ストックとは、既存の住宅のこと。

○住まうビジョン・大阪

住生活基本法に基づく、「大阪府住生活基本計画」。

都市の活力の源は「人」であるということを基本的な考え方とし、大阪ならではの魅力を存分に活かし、「住まうなら大阪」と思える、多様な人々が住まい、訪れる都市を創造することを基本目標としている。

【住まうビジョン・大阪における本計画に関連する「みんなでめざそう値」】

①高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の割合は、国の住生活基本計画による指標

②鉄道駅舎のバリアフリー化率は、平均利用者数3,000人／日以上の鉄軌道駅のうち、エレベーターにより段差が解消されている駅の割合

③高齢者の居住する住宅のバリアフリー化率は、住宅土地統計調査による高齢者のための、以下の５つの設備のいずれかに該当する住宅

　　・手すりがある

　　・またぎやすい高さの浴槽

　　・廊下などの幅が車いすで通行可能

　　・段差のない屋内

　　・道路から玄関まで車いすで通行可能

④賃貸住宅における入居差別の状況は、大阪府と宅地建物取引業の業界団体（不動産に関する人権問題連絡会）と共同実施した調査で、過去5年以内に賃貸住宅の媒介に際して家主から高齢者及び障がい者に対する入居拒否の申し出を受けたことのある宅地建物取引業者の割合

⑤一定の質を備えたあんしん賃貸住宅の数は、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅で、耐震性能を有する住宅数

○スマートウェルネス住宅等推進事業

高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世代が交流し、安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅」を実現するため、サービス付き高齢者向け住宅の整備、住宅団地等における併設施設の整備、高齢者、障害者、子育て世帯の居住の安定確保・健康維持増進に係る先導的な住まいづくりの取組みを支援する事業。住宅団地等における高齢者生活支援施設等の併設施設の整備に対して国が整備費の一部を補助する「スマートウェルネス拠点整備事業」、高齢者や障がい者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する事業の提案を公募し、国が事業の実施に要する費用の一部を補助する「スマートウェルネス住宅等推進モデル事業」及び「サービス付き高齢者向け住宅整備事業」の３つの事業で構成される。

○生活困窮者自立支援法

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置。（平成27年４月施行）

○生活支援サービス

在宅の高齢者等の自立した生活を支援するため、行政や民間事業者等が行う保健福祉等のサービス。配食サービスや軽度生活援助、見守り、安否確認など。

○宅地建物取引業者

宅地建物取引業（宅地若しくは建物（建物の一部を含む。）の売買若しくは交換又は宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借の代理若しくは媒介をする行為で業として行なうものをいう。）の免許を受けて、業を営む者 (宅建業法2条3号)。

○宅地建物取引業者に関する人権問題実態調

　査

大阪府と宅地建物取引業の業界団体（不動産に関する人権問題連絡会）が共同で、府内の宅地建物取引業者を対象に6年に一度実施してきた調査

その調査項目の中に、宅地建物取引業者が、「過去5以内に家主から高齢者、障がい者等の入居を断るように言われたことがあるか」というものがある

○宅地建物取引業法に基づく指導監督基準

宅地建物取引業者及び宅地建物取引士によるコンプライアンス向上の取組みを促進し、違反行為及び適正を欠く行為の未然防止を図るため、大阪府知事が指導監督を行う場合の統一的な基準。

○地域移行

障がい者が施設・病院から退所・退院して地域で暮らすようになること。また、それのみならず、自らが選択した地域で必要なサービスや資源を利用し、安心した生活を継続すること。

○地域包括ケアシステム

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で一体的に提供できるような地域での体制。

○地域密着型サービス

要支援・要介護状態となっても、できるだけ住み慣れた自宅や地域で生活が続けられるように設けられたサービスで、原則として所在市町村の住民のみが利用できる。主なサービスに認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護、地域密着型特別養護老人ホームなどがある。

○バリアフリー

高齢者や障がい者をはじめ、誰もが社会生活を行う上で障壁（バリア）となるものを、ハード・ソフトの両面から除去すること。

○バリアフリー法

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律。従来の「交通バリアフリー法」と「ハートビル法」の2つの法律を統合、拡充して制定された。公共交通機関や道路、建築物等の整備や、一定の地区におけるこれらの間の経路の一体的な整備を推進し、公共の福祉の増進に資することを目的とする。平成18年施行。

○ヒートショック

暖房の効いた部屋から寒い廊下に出たときなどに起こり、温度の急変により脈拍や血圧が上昇することで心筋梗塞や脳卒中等を引き起こす要因となる。

○ふれあいリビング

高齢者がお互いに交流し助け合い、生きがいのある自立した生活が実現できるように、食事や団らん及びサークル活動等が行える「ふれあいの場」として集会所に厨房等を整備し、相互扶助活動を通じて自立した生活の実現を目指すもの。

○密集市街地

老朽化した木造建築物が建ち並び、狭い道路が多く公園などの公共的な空間・空地が少ないために、地震時等に建物の倒壊や大規模な火災などの甚大な被害が発生する危険性が高い市街地。戦前からの市街地や高度経済成長期の人口急増等により都心部周辺で形成されたものが多い。

○密集事業

老朽住宅の密集、公共施設の著しい不足等が認められる住宅市街地において、住宅事業の改善、公共施設等の整備、老朽住宅の建替え促進等を行うことにより防災性の向上、居住環境の整備及び良好な住宅の供給を図る事業。（住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）は平成22年度に社会資本総合交付金に整理されている。）

○家賃債務保証

賃貸住宅への入居を支援するため、賃貸住宅に入居する際の家賃債務等を保証すること。

○有料老人ホーム

　高齢者を入居させ、入浴、排せつもしくは食事の介護、食事の提供その他日常生活上必要な洗濯、掃除等の家事又は健康管理の便宜を供給する事業を行う居住施設

○ＭＡＩ（マイ）ハウス

　浴槽・洗い場・便器の種類、流し台の高さ、手すりの位置等を入居予定者の障がいの内容や程度に応じて設計する車いす常用者世帯向けの府営住宅。ＭＡＩハウスの名前は、Mobility（車いすで自由に動けること）、Adjustable（障がい者に柔軟に対応できること）、Intensive（重度の障がいに対する配慮がされていること）の頭文字を取って名付けられた。